

令和8年度 防府市集落支援員募集要項

1 趣旨

防府市では、特に周辺地域において、人口減少と高齢化の進展に伴い、生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、それぞれの地域ごとに様々な課題を抱えています。

こうした地域の現状と課題を把握するために、地域のコミュニティ推進組織の団体及び機関（以下「コミュニティ団体」という。）に所属し、地域点検の実施、地域での話し合いの支援、行政等の関係機関との連絡調整等を行う「防府市集落支援員」（以下「支援員」という。）を募集します。

2 活動内容

支援員は、以下の活動を行います。

- (1) 地域の状況の調査や点検
- (2) 地域の課題の把握や整理及び分析
- (3) 地域内の話し合いの促進
- (4) 地域の課題解決のための方策の検討及び実施
- (5) コミュニティ団体と行政との連絡調整

3 支援員の活動地域

支援員の活動区域は、原則、地域自治会連合会の範囲とし、国勢調査の結果に基づく人口集中地区にあたらない地域とします。

また、地域が支援員の趣旨を理解し、自らの地域の抱える課題の解決やその活性化を進めるにあたり、真に集落支援員の設置を希望する地域を対象地域とします。

人口集中地区の判定	地域名	活動の可否
人口集中地区ではない地域	富海、小野、向島、野島、西浦、玉祖、大道	全域で活動可能
人口集中地区とそうではない地区が混在している地域	牟礼、松崎、佐波、新田、華城、中関、右田	活動は不可
人口集中地区に該当する地域	勝間、華浦	

4 募集地域・人数

1 地域・1名

5 支援員の応募要件

- (1) 防府市に住所を有している人
- (2) コミュニティ団体に所属し、推薦が受けられる人
- (3) 他の職業と兼業や兼任をせず、支援員の活動に専任できる人
- (4) 地域に精通しており、かつ、地域づくりへの関心が高い人
- (5) 地域住民や行政職員と十分にコミュニケーションが取れる人

- (6) 心身ともに健康で、かつ、誠実に活動ができる人
- (7) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない人

6 身分

地域コミュニティ団体に所属している方を、防府市長が“集落支援員”として委嘱します。（市職員ではありません。）

7 委嘱期間

令和 8 年 8 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。

8 活動時間

活動時間は、1 か月当たり最大 160 時間とします。なお、支援員は 1 か月ごとに活動内容についての報告書を、コミュニティ団体を通じて市に提出していただきます。

9 処遇等

(1) 報償費等

支援員の活動の対価は、1 時間あたり 1,500 円を基準とし、コミュニティ団体から支払われます。

(2) 活動経費

前号の報償費を含めた支援員の活動に係る経費は、コミュニティ団体へ市が予算の範囲内で負担します。

10 コミュニティ団体の業務

コミュニティ団体には、以下の業務を市から委託します。

- (1) 支援員の任用及び労務管理
- (2) 支援員の活動状況及びその成果の報告

11 応募方法等

(1) 応募方法

コミュニティ団体は以下の書類を提出し、応募する。

- ア 防府市集落支援員設置申込書（様式第 1 号）
- イ 防府市集落支援員設置業務実施計画書（様式第 1 号別紙 1）
- ウ 防府市集落支援員設置業務収支計画書（様式第 1 号別紙 2）
- エ 履歴書（任意様式可）
- オ 防府市集落支援員推薦承諾書（様式第 2 号）
- カ 防府市集落支援員活動 5 箇年計画書（様式第 3 号）

(2) 応募締め切り

令和 8 年 6 月 30 日(火)必着

(3) 提出先

防府市総合政策部地域振興課（防府市役所本館 5 階）

1 2 選考方法

提出された書類を市で審査し、結果を文書で通知します。